

お客様各位

平成 25 年 4 月 1 日
株式会社 証券ジャパン

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」といいます。)が一部改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。つきましては、「証券ジャパンの約款・規定集(インターネット取引をご利用のお客様用)」の一部改正を以下の通り行いましたので、ご確認くださいませようお願いいたします。

(改定される約款、規定)

第 2 章 インターネット取引総合取引約款

第 6 章 投資信託受益権振替決済口座管理約款

第 7 章 株式等振替決済口座管理約款

(改正項目の新旧対照表)

下線部分変更

新	旧
<p>第 2 章 インターネット取引総合取引約款</p> <p>(取引の解約事由)</p> <p>第 17 条 各契約は以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>① } (現行どおり)</p> <p>⑤ } (現行どおり)</p> <p>⑥ 「犯罪収益移転防止法」に基づく、<u>取引時確認</u>ができない場合</p> <p>第 6 章 投資信託受益権振替決済口座管理約款</p> <p>第 3 条 (振替決済口座の開設)</p> <p>(1) 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめお客様から当社所定の「申込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>(2) } (現行どおり)</p> <p>(3) }</p>	<p>第 2 章 インターネット取引総合取引約款</p> <p>(取引の解約事由)</p> <p>第 17 条 各契約は以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>① } (省略)</p> <p>⑤ } (省略)</p> <p>⑥ 犯罪収益移転防止法に基づく、<u>本人確認</u>ができない場合</p> <p>第 6 章 投資信託受益権振替決済口座管理約款</p> <p>第 3 条 (振替決済口座の開設)</p> <p>(1) 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめお客様から当社所定の「申込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>(2) } (省略)</p> <p>(3) }</p>

新	旧
<p>第7章 株式等振替決済口座管理約款</p> <p>第3条 (振替決済口座の開設)</p> <p>(1) 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当社所定の「申込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>(2) } (現行どおり)</p> <p>(3) }</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第7章 株式等振替決済口座管理約款</p> <p>第3条 (振替決済口座の開設)</p> <p>(1) 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当社所定の「申込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>(2) } (省略)</p> <p>(3) }</p> <p style="text-align: right;">以上</p>